

特定非営利活動法人フードバンク山口
役員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動促進法第2条の規定に基づき、役員の報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程で定める役員とは、法人の理事及び監事を指す。

(報酬)

第3条 法人の役員は、無給とする。

(適用除外)

第4条 職員を兼務する理事については、この規程を適用しない。

(費用)

第5条 役員が負担した費用については、これの請求があった日から遅滞なく支払うものとする。

第6条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附則

この規程は令和5年12月19日から施行する。